八潮監告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長及び八潮 市教育委員会教育長から令和元年度定期監査(令和元年度前期分)の 結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和2年1月31日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第862号 令和2年1月24日

八潮市監査委員 原 寿 基 様 八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

令和元年度定期監査(令和元年度前期分)の指摘事項に ついて(通知)

令和元年12月23日付け八潮監発第94号により提出された令和元年度 定期監査(令和元年度前期分)の指摘事項について、下記のとおり措置を講じ たので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 歳出関係

・普通旅費の日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 (社会福祉課)

(2) 臨時職員等関係

・1週間の勤務時間が38時間45分を超過した分の割増賃金の計算漏れにより、賃金の支給額を誤っているものが認められた。

(市民協働推進課)

- ・通勤単価の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。(保育課)
- ・バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが 認められた。(子育て支援課)

2 措置内容

別紙「令和元年度定期監査(令和元年度前期分)措置事項報告書」のとおり

令和元年度定期監査(令和元年度前期分)措置事項報告書

社会福祉課

指摘事項	措置状況
(1) 歳出関係	
・普通旅費の日当の請求誤りにより、支給	用務先について、条例の別表を誤認
額を誤っているものが認められた。	し、1千円として日当請求し支出してし
	まいました。
	当該旅費伝票については、すでに修正
	し、差額を返還済みです。
	今後は、起票時に改めて条例の別表の
	確認を徹底します。

令和元年度定期監查(令和元年度前期分)措置事項報告書

市民協働推進課

指摘事項

(2) 臨時職員等関係

・1週間の勤務時間が38時間45分を超 過した分の割増賃金の計算漏れにより、賃 あったため、対象職員Aさんは有給休暇 金の支給額を誤っているものが認められ た。

措置状況

該当する週には3日間の臨時休館が 3日で対応し、対象職員Bさんは有給休 暇2日と公休1日で対応しました。

しかし、該当週は、両職員とも公休日 を1日しか付与しておらず、週の法定労 働時間を1日分超過してしまったもの です。

対象職員へ説明のうえ、割増賃金につ きましては、11月15日に支給しまし た。

今後は、課内で法定労働時間について の考え方を統一するとともに、シフトを 作成する際には、複数人の職員でチェッ クするなど再発防止に努めます。

令和元年度定期監査(令和元年度前期分)措置事項報告書

保育課___

116 144-4	III. mt 15 >>=
指摘事項	措置状況
(2) 臨時職員等関係	
・通勤単価の計算誤りにより、通勤手当分	通勤単価の計算誤りにつきましては、
の支給額を誤っているものが認められた。	対象職員へ説明を行い、令和元年12月
	13日に精算いたしました。
	今後は、複数の職員によるチェックを
	行い、再発防止に努めます。

令和元年度定期監查(令和元年度前期分)措置事項報告書

子育て支援課

指摘事項

(2) 臨時職員等関係

・バス利用額の計算誤りにより、通勤手当 分の支給額を誤っているものが認めら れた。

措置状況

通勤手当分の支給額の計算誤りによる過支給額30円は、対象職員に対し、 謝罪及び説明をしたうえで、令和元年1 2月13日の11月分交通費支給額より過支給額を差引き支給しました。

今後は、総務人事課及び会計課が作成 した「バスネット料金表」を用いて、バス利用額の計算誤りがないよう指導を 徹底します。

臨時職員の事務手続きにつきましては、 現在2名体制でチェックを行っており ましたが、今後につきましては、3名体 制でチェックを行うとともに、過去の指 摘事項をまとめた一覧を作成し、定期的 に周知徹底を図りながら、誤りの再発防 止に努めます。

八潮教総収第818号 令和2年1月17日

八潮市監査委員 原 寿基 様 八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会教育長 石 黒 貢

令和元年度定期監査(令和元年度前期分)の指摘事項について(通知) 令和元年12月23日付け八潮監発第94号により提出された令和元年度定 期監査の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第1 99条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

臨時職員等関係

勤務日数の計算誤りにより、特別賃金の支給額を誤っているものが 認められた。(指導課)

バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているも のが認められた。(学務課)

2 措置内容

別紙「令和元年度定期監査(令和元年度前期分)措置事項報告書」のとおり

指摘事項

措置状況

(2) 臨時職員等関係

勤務日数の計算誤りにより、 特別賃金の支給額を誤っている ものが認められた。

該当者2名について、前年 度の平成30年12月から平 成31年3月までの勤務時間 を加算せず、特別賃金30,000 円をそれぞれに支給しており ました。勤務時間と賞与額を 再計算したところ、それぞれ の支給額は40,000円と35,000 円になり、10,000円と5,000円 が未支給であることが判明し ました。その後、直ちに本人 及び学校長に誤りを伝え、令 和元年10月25日に遅延利 息を含めた額を支給しまし た。 (指導課)

バス利用額の計算誤りにより、通勤手当分の支給額を誤っているものが認められた。

12月3日に不足分の支払 伝票を起こし、支払い手続き を行いました。同日、該当者 である中川小学校教諭へ状況 を説明し、12月20日に指 定口座に支払うことを伝えま した。 (学務課)